



〇五内、 の〇の二〇の二一七〇の内、 二一八九〇の内及び五			
おいらせ町向山四丁目三の 三の内、三の内、三の内、〇 六の内、〇の四、五の内、〇 三の内、〇の九、二の内、七 八の内、三の二、七の内、七 三の内、〇の三、〇の内、〇 先、〇の先、〇の先、〇の 一、〇の先、〇の先、〇の 五、〇の先、〇の先、〇の の先	一九二・〇〇 メートル	四・〇〇 メートル	〃

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン安原ショッピングセンター  
弘前市大字泉野一丁目四の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目六の五 代表取締役 船橋啓二	三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目六の五 代表取締役 西喜多浩	令和 四・四・一

株式会社コムネット 宮城県東松島市矢本字北浦九七の二 代表取締役 志摩惠章	株式会社コムネット 宮城県東松島市矢本字北浦九七の二 代表取締役 佐藤隆志	四・二・二
---	---	-------

- 三 届出年月日  
令和四年六月三十日
- 四 届出書の縦覧

- 1 場所  
青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所
- 2 期間  
令和四年七月二十九日から令和四年十一月二十九日まで

- 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで

- 5 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限  
令和四年十一月二十九日
- 2 提出先  
青森県商工労働部商工政策課

- 3 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所  
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見及びその理由

- 4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

令和四年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール下田

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

代表取締役 木村賢一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに

代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更 年月日
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 井出武美	変更なし	
イオン東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の 二五 代表取締役 辻雅信	変更なし	
株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 石塚幸男	株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の 代表取締役 中嶋築人	令和 三・九・一
株式会社金入 八戸市卸センター二丁目四の二二 代表取締役 金入健雄	変更なし	
株式会社大創産業 広島県広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	

株式会社パセリー菜  
五〇上北郡おいらせ町木ノ下南二の五  
代表取締役 小泉輝美

変更なし

有限会社みすや  
二上北郡おいらせ町上明堂一〇五の  
代表取締役 三浦了

変更なし

株式会社ファイブフォックス  
一東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目一三  
の  
代表取締役 上田稔夫

変更なし

丸高衣料株式会社  
大阪府大阪市中央区玉造二丁目八  
の三  
代表取締役 楡金洋二

変更なし

株式会社ヤマダヤ  
一愛知県名古屋市西区城西一丁目三  
の  
代表取締役 山田太郎

変更なし

株式会社橋文  
八戸市卸センター一丁目九の一  
代表取締役 橋本博文

変更なし

株式会社キング  
京都府京都市下京区東塩小路高倉  
二の  
代表取締役 長島希吉

変更なし

株式会社オンワード樫山  
五東京都中央区日本橋三丁目一〇の  
代表取締役 長谷川恒則

株式会社オンワード樫山  
五東京都中央区日本橋三丁目一〇の  
代表取締役 保元道宣

変更なし

株式会社ジーフット  
東京都中央区新川一丁目二三の五  
代表取締役 木下尚久

株式会社盛田  
七光ビル五階  
代表取締役 盛田明

株式会社盛田  
八戸市大字三日町一四の一  
代表取締役 盛田明

変更なし

令和 四・五・三四		
令和 四・三・一		

株式会社アダストリア 東京都渋谷区渋谷二丁目二二の一 代表取締役 福田三千男	パレモ・ホールディングス株式会社 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 吉田馨	株式会社ツキウ時計店 八戸市湊町本町四三三 代表取締役 月館雄司	株式会社水晶堂 八戸市小中野五丁目一の二五 代表取締役 小野寺太朗	株式会社市川屋 上北郡おいらせ町上明堂九三の二 代表取締役 木村雅行	株式会社タカキユ 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 大森尚昭	株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町一丁目二 の二 代表取締役 寺脇栄一	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区柳生一丁目六 の三 代表取締役 林史郎	株式会社北上青果 十和田市東二十四番町一八の六 代表取締役 北上孝穂	株式会社大竹菓子舗 十和田市東一番町七の二八 代表取締役 大竹正美	エステールホールディングス株式 会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 神谷町セントラルブレイス五階 代表取締役 丸山雅史
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町一丁目二 の二 代表取締役 三宅英木	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
						令和 三・五・三五				

株式会社ムカイ 静岡県静岡市駿河区中野新田一二 五の一 代表取締役 向井正太郎	株式会社アルファベットパステル 北海道札幌市中央区南二条西二五 丁目 代表取締役 石川康晴	株式会社友和 東京都中野区本町六丁目二二の六 代表取締役 小林敬一	株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻一丁目一の 一 代表取締役 藤原祐介	株式会社ヴィレッジヴァンガード コーポレーション 愛知県名古屋市中東区上社一丁目 九〇一 代表取締役 白川篤典	株式会社ワンズテラス 東京都港区北青山三丁目五の一〇 代表取締役 西川信一	株式会社スタイルフォース 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 目八の一 代表取締役 長元明	株式会社ハピネス・アンド・デイ 東京都中央区銀座一丁目一六の一 代表取締役 田篤史	株式会社三鈴 東京都品川区西五反田七丁目二二 の一七TOCビル 代表取締役 恩田饒	タワーレコード株式会社 東京都渋谷区神南一丁目二二の一 代表取締役 嶺脇育夫
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	株式会社ライフスタイルイノベ ーション 東京都港区北青山三丁目五の一〇 代表取締役 西川信一	株式会社スタイルフォース 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 目八の一 代表取締役 飯高宏	変更なし	—	変更なし
					三・四・一	令和 三・五・一		令和 三・九・三〇	

株式会社キャメル珈琲 東京都世田谷区代田二丁目三二の八 代表取締役 尾田信夫	株式会社パリュールプランニング 兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目二の一七 代表取締役 井元憲生	株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村禎史	株式会社青木商店 福島県郡山市八山田五丁目四〇五 代表取締役 青木大輔	株式会社三城 東京都中央区銀座一丁目七の七 代表取締役 澤田将広	株式会社DCグローバル 上北郡おいらせ町神明前一四三の一二七 代表取締役 佐藤義昭	株式会社中央コンタクト 静岡県静岡市葵区伝馬町三の一深尾ビル三階 代表取締役 藤本亮吉	株式会社フェイスグループ 兵庫県神戸市中央区磯部通四丁目二の二六 代表取締役 佐々木勉	株式会社ストライプインターナショナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 立花隆央	有限会社シーガルデイレクシオン 秋田県大館市清水四丁目七の一の三 代表取締役 小畑賢	株式会社ワコール 京都府京都市南区吉祥院中島町二九 代表取締役 伊藤知康
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	株式会社パリティ 東京都中央区日本橋室町二丁目四の三 代表取締役 澤田将広	変更なし	変更なし	—	変更なし	変更なし	変更なし
				令和 四・四・一			令和 三・六・三〇			

株式会社ディーエイチシー 東京都港区南麻布二丁目七の一 代表取締役 吉田嘉明	株式会社ANAP 東京都港区南青山四丁目二〇の一 代表取締役 家高利康	株式会社ジンズ 群馬県前橋市川原町二丁目二六の四 代表取締役 田中仁	有限会社仁科 岩手県盛岡市みたけ三丁目一八の二九 代表取締役 仁科大史	有限会社ビス・カンパニー 宮城県多賀城市桜木三丁目四の一 代表取締役 陳必正	株式会社ツインマーボ 大阪府大阪市平野区平野馬場二丁目一の六JR百貨物ターミナル駅構内 代表取締役 大藪幸子	株式会社パティーズ 福島県会津若松市インター西三一 代表取締役 齋藤啓一	株式会社ベルーナ 埼玉県上尾市宮本町四の二 代表取締役 安野清	株式会社佐藤長 弘前市大字松森町九三 代表取締役 佐藤浩三	鈴木信輝 上北郡おいらせ町馳下り九	株式会社ヴィ・ド・フランス 東京都千代田区岩本町三丁目一〇の二 代表取締役 神崎朗
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	有限会社ビス・カンパニー 宮城県仙台市泉区根白石字下河原三九 代表取締役 陳必正	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	鈴木基雄 上北郡おいらせ町馳下り九	—
				令和 三・二・九					令和 四・五・三六	四・二・三六

外川祐次 青森市大字石江字江渡二六の二	変更なし		
Futon to 株式会社 東京都町田市原町田六丁目二七の 一九平本ビル 代表取締役 齊藤浄一	変更なし		
株式会社ブルービープランニング 福島県須賀川市南町一三〇 代表取締役 栗城幸一	変更なし		
株式会社 Calinet 北海道札幌市東区北三三三条東一〇 丁目五の二 代表取締役 高橋哲也	変更なし		
M i K 株式会社 青森市堤町二丁目一の三 代表取締役 村本裕	—		令和 四・三・八
マルホン株式会社 宮城県仙台市若林区卸町二丁目八 の四 代表取締役 安曇祥二	変更なし		
株式会社 ジュペリ 東京都品川区南大井六丁目一の一 代表取締役 角野宏明	変更なし		
株式会社 フェイス 大阪市中央区南新町一丁目三の一 代表取締役 佐々木勉	—		令和 三・六・二四

四 届出年月日

令和四年七月一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

令和四年七月二十九日から同年十一月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年十一月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第十項の規定により、小泊地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

令和四年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

小泊地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び中泊町水産商工観光課

三 縦覧期間

令和四年七月二十九日から同年八月十八日まで  
縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、中泊町水産商工観光課にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社青建防水工業
- 二 代表者の氏名 木村義知
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字山田六七五の二七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一〇〇八七九号
- 五 取消年月日 令和四年七月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和四年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
令和四年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 岩測建築
- 二 氏名 岩測鋼
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字取上二丁目九の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第五四四八号
- 五 取消年月日 令和四年七月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年七月二十八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社瀬津重機
- 二 代表者の氏名 中村瀬津男
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字外久保四の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第三〇〇六八四号
- 五 取消年月日 令和四年七月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和四年六月十六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社アシスト
- 二 代表者の氏名 宮川忠志
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町神明前一四三の一二三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第五〇〇三〇二号
- 五 取消年月日 令和四年六月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和四年三月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年七月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

重油（日本産業規格 一種二号） 十万八千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年六月二十七日

五 落札者の名称及び住所

富士見総業株式会社

弘前市大字紺屋町一八五

六 落札金額

一リットル 八十六円七十九銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年二月九日

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円